

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町名 能登町

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
能登町	②給付適正化	<p>第6期中に提供事業所が、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護においては減少し、認知症対応型通所介護においては増加したため、それが要因として各々の計画値と実績値との乖離が生じていると考えられる。サービス間による需要と供給のバランスが崩れてきたように思われるが、在宅系と居住系のサービスの組み合わせによって乗り越えてきたのが第6期であったと言える。第7期においても、資源の有効活用を最優先とする。</p>	<p>・認定率は平成37年度(令和7年度)において28年度の県平均17.8%、全国平均18%に近く17.3%とした(28年度は14.7%)。第1号被保険者1人あたりの給付月額も全国的、奥能登としてみても年々増加傾向であることから、増加すると見た。</p> <p>・通所、訪問型のサービスにショートステイを交える事で、肉体的、精神的な介護者のストレスの軽減を図り、就労継続を促す。</p> <p>・能登北部で37年度には300人程度の在宅医療等の必要量の追加対応が必要となる事から、現在減少傾向にある訪問型サービスを増加させる計画とした。</p>	<p>(30) (元) (2)</p> <p>認定者数(第1号被保険者) 1,237 1,246 1,255 要介護認定率 (第1号被保険者)(%) 15.9 16.3 16.3</p> <p>主なサービス受給率 (利用者数/12/第1号被保険者・%)</p> <p>(30) (元) (2)</p> <p>訪問介護 2.1 2.2 2.1 訪問入浴介護 0.2 0.2 0.2 訪問看護 0.8 1.0 1.1 訪問リハビリテーション 0.0 0.0 0.0 居宅療養管理指導 0.8 0.8 1.0 通所介護 4.0 4.2 4.3 通所リハビリテーション 0.4 0.5 0.5 短期入所生活介護 2.3 2.6 2.7 短期入所療養介護(老健) - - - 短期入所療養介護(病院) 0.1 0.1 0.1 短期入所療養介護(介護医療) - - - 福祉用具貸与 4.3 4.7 4.7 特定施設入居者生活介護 0.6 0.6 0.7 認知症対応型通所介護 0.8 0.8 0.8 小規模多機能型居宅介護 0.6 0.6 0.6 認知症対応型共同生活介護 0.9 1.0 1.0 地域密着型通所介護 2.3 2.8 2.8 介護老人福祉施設 2.7 2.8 2.7 介護老人保健施設 0.3 0.3 0.3 介護医療院 - - - 介護療養型医療施設 1.2 1.2 1.2 介護予防支援・居宅介護支援 9.7 9.7 9.4</p>	<p>(2)(差異・目標-実施・%)</p> <p>認定者数(第1号被保険者) 1,157 92.2 要介護認定率 (第1号被保険者)(%) 14.6 1.7</p> <p>主なサービス受給率 (利用者数/12/第1号被保険者・%)</p> <p>(元)(差異・目標-実施・%)</p> <p>訪問介護 1.7 0.4 訪問入浴介護 0.1 0.1 訪問看護 0.9 0.2 訪問リハビリテーション 0.1 Δ0.1 居宅療養管理指導 1.2 Δ0.2 通所介護 2.8 1.5 通所リハビリテーション 0.4 0.1 短期入所生活介護 1.6 1.1 短期入所療養介護(老健) 0.0 0.0 短期入所療養介護(病院) 0.0 0.1 短期入所療養介護(介護医療) 0.0 0.0 福祉用具貸与 4.4 0.3 特定施設入居者生活介護 0.5 0.2 認知症対応型通所介護 0.8 0.0 小規模多機能型居宅介護 0.7 Δ0.1 認知症対応型共同生活介護 1.0 0.0 地域密着型通所介護 0.8 Δ0.3 介護老人福祉施設 2.7 0.0 介護老人保健施設 0.2 0.1 介護医療院 1.1 Δ1.1 介護療養型医療施設 0.1 1.1 介護予防支援・居宅介護支援 6.7 2.7</p>	○	<p>通所介護から地域密着型通所介護へサービス形態を変えた事業所が1ヶ所、新たに通所リハビリテーションを行う事業所が1ヶ所増えた。また、1事業所が介護療養型医療施設から介護医療院へ転換した。</p> <p>平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まり、令和2年度で4年目を迎えた。</p> <p>令和3年度から市町村の判断により、国が定めるサービス単価の上限をあくまで目安とし、市町村が具体的な単価を定めることができるようになった。そこで、サービス提供の維持の観点から、当町としては今後サービス単価を上げることを予定しているが、総合事業の事業費においては上限が設けられていることから、今後においても、制度の持続可能性を維持することを念頭に置き、対象者にとってそのサービスは適切なものか、その他のサービスで賄えるような方はそのサービスを利用してもらうなどを考えていき、事業者間での連携を図ることはもちろん必要になってくる。</p> <p>令和3年度から、訪問系サービスへの特別地域加算等の対象となる「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」が、県を通じて国に働きかけを行った結果、能登町全域に改正された。また、新たに多機能系サービスも加算対象となる等、町内事業者の事業継続化への一助となることが期待される。</p> <p>その他、令和2年度から「能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金」の支給を行う等、人材確保に係る施策を行っている最中ではあるが、所謂「団塊の世代」が後期高齢者となり、当町の高齢化率が50%を超えると推計されている令和7年に向けて解消しなければならぬ課題は決して少なくはない。</p>

※行は適宜追加ください。